仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会・ 仙台市介護保険審議会 合同委員会 議事録

日 時:令和5年8月9日(水)14:00~16:00

場 所:仙台市役所本庁舎8階 第2委員会室

【仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会委員】

○出席者

阿部 重樹委員・安藤 健二郎委員・猪又 隆広委員・加藤 伸司委員 小岩 孝子委員・島田 福男委員・山口 強委員・吉田 浩委員

(8名, 五十音順)

○欠席者

遠藤 佳子委員・宍戸 衡委員・清水 福子委員・平形 博司委員

(4名)

【仙台市介護保険審議会委員】

○出席者

石附 敬委員・折腹 実己子委員・栗山 進一委員・駒井 伸也委員・清治 邦章委員 田口 美之委員・田中 伸弥委員・土井 勝幸委員・橋本 啓一委員・原田 つるみ委員 森 高広委員・若生 栄子委員・渡邉 純一委員

(13名, 五十音順)

○欠席者

大内 修道委員・狩野 クラ子委員・草刈 拓委員・小坂 浩之委員・佐藤 善昭委員 橋本 治子委員

(6名)

【事務局】

伊藤保険高齢部長・大関高齢企画課長・庄子地域包括ケア推進課長・

浅野地域包括ケア推進課認知症対策担当課長・北村介護保険課長・古城介護事業支援課長・ 佐野健康政策課長・本間高齢企画課企画係長・佐藤高齢企画課在宅支援係長・

佐藤地域包括ケア主幹兼係長・岡崎介護保険課管理係長・對馬介護保険課介護保険係長・ 礒田介護事業支援課施設指導係長

【会議内容】

- 1. 開会
- 2. 議事(安藤委員長による進行)

会議公開の確認 → 異議なし (傍聴者2名) 議事録署名委員について、島田委員・田口委員に依頼 → 委員承諾

(1)仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の骨子(案)について 高齢企画課長より説明(資料1)

<質 疑>

○島田委員

3ページの方針2ですが、最後のところに、「認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、新しい認知症観を広げ」とありますが、「新しい認知症観」について具体的にお聞きしたい。

○地域包括ケア推進課認知症対策担当課長

「新しい認知症観」という言葉は、使われ始めて間もないというところもございまして、なかなかイメージがしにくいかと思いますが、だからこそこの言葉を使って、認知症の啓発を図っていきたいと思っております。

具体的には、「認知症になったら終わり」「認知症になったら何もできなくなる」といったネガティブなイメージから、認知症になっても生活を工夫することによって希望を持って暮らしていくことができる。それから、支えられる側だけではなくて、認知症に一歩先になった人として、支える側としても生きていくことができるというポジティブなイメージや、前向きな姿を、皆さんに積極的に発信し啓発していきたいという思いがあり、あえて「新しい認知症観」という言葉を選んで使っております。

○折腹委員

4ページの方針3について,前回ご提案いただいた方針3と文言が少し変わっておりまして,前回いただいた体系の中での文言は,「将来にわたって安定的に介護サービスが提供できる体制を整備します」という,介護が必要な方や事業者の方々に対して方向性を出したと思うのですが,今回のご提案ですと,「将来にわたって必要な介護サービスが受けられるよう持続可能な体制を構築します」ということで,「提供できる体制の整備」という言葉ではなくて,「サービスが受けられるように持続可能な体制」と変わっております。前よりもトーンダウンしたイメージで受けとめたのですが,この施策7,8は同じ内容のようになっておりますが,持続可能な社会というのは,とても今目指すべき社会だと思い,介護関係に関しても同じような考えで取り組む方向性なのかお聞きしたいと思いました。

○介護事業支援課長

前回の表現では「安定的に整備します」ということで、増やす一方になってしまうのではないかという印象を持たれるおそれがあることから、表現を変更しております。イメージとしましては、必要なサービスを総体的に適正に整備して、それが持続可能であるというところを目指したいと思いますので、状況によっては、増やす一方ではなく、選択肢を増やしていくであ

るとか、少し整備の方向性に幅を持たせて検討ができるようにできればと考え、表現を改めさせていただいたところでした。トーンダウンしてしまうのではないかとのご心配だったかと思うのですが、そういう意図ではない変更でした。

○安藤委員長

市として, バランスよく調整していこうということでしょうか。

○介護事業支援課長

おっしゃるとおりでございます。

○小岩委員

3ページの「新しい認知症観」については、なかなか言葉として受けとめが難しいかと思っています。3ページの文章の下から2行目のところで、「活躍できる機会や場をつくる取組」というのは、これは主語が誰なのかと見たときに、「認知症の人と家族が」という主語でいいのですか。認知症の人と家族が活躍できる機会や場をつくる取組となると、かなり難しいと思うのですが、私は必要だと思っています。これから先、高齢者もすごく多くなったときに何かできたらいいなと思っているので、施策5と6に関しては9月にということなので、具体的なことがあったら、出していただくと助かります。

○地域包括ケア推進課認知症対策担当課長

現在も認知症のご本人とご家族にサポートしていただき、例えば認知症カフェに認知症のご本人とご家族を派遣して、その場で体験談をお話ししていただいております。そうすると認知症カフェに参加した方の認知症観が変わっていきます。そういった認知症カフェや、パートナー講座の講師役ということで既にご活躍いただいておりますが、今後はそういった活躍の場だけではなく、例えばコンビニなどで働くあるいはボランティア活動をするなど、その人の個性と強みというものを生かして、それを発揮できる場を広げていくことが求められていると思います。それを次期計画では行っていきたいと今の段階で考えているところです。

○小岩委員

私たちの地域でも、19団体とネットワークを組んでいるほっとネットin東中田の団体で、認知症を学ぼうということを今年やっていて、4つの地区に分かれて学んで、違和感のないものとして捉えたいと思って包括や町内会と一緒に取り組んでいるので、そういう中でまた何をしたらいいかと考えていたので、ちょうど認知症カフェのことも聞いてはいるので、何か形にならないかと思っております。

○田中委員

先ほどの折腹委員の質問に対して、文言が少し変わったという4ページの「持続可能な」というところに変更したという点について、我々事業者側からすると、提供して施設整備をしました、あとはよろしくお願いしますというような印象が、やはり介護人材不足というのは本当に、

もう日に日に深刻化している中で、箱があってソフトなしという事態にならないためにも、先ほどバランスを見てとおっしゃっていただいたとおり、これからの施設整備数等々も審議されていくと思うのですが、やはり持続可能にするというのは、高齢者の方もそうですが、我々働いている介護職員、スタッフ一人一人のことも考えながら、過剰な労働にならないためにもとか、あとは施設整備を応募しても、人が集まらなくてオープンできないとならないためにも、こういった文言に変更したというのは、非常に前向きに捉えられるなということで、質問というよりは、ご意見として述べさせていただきます。

○安藤委員長

持続可能な体制, 医療も介護もそうですが, すごく大きなテーマで, 行政の協力なしではできないと思いますので, ここに大きな意味が含まれていると思います。

○石附委員

方針1の施策1ですが、「高齢者の健康と生きがいを支える取り組みや、地域づくりへの支援の充実」というところで、この施策の下の説明文を読むと、「介護・フレイル予防」ということで、生きがいを支える取組というところが、説明に強調されてないような気がしまして、むしろこの施策2の方に、生きがいづくりのような取組内容になっているのではないかと思いまして、その辺の整合性を考えると、施策1のところに「生きがい」という言葉を入れなくてもいいのではないかと感じました。

○高齢企画課長

私どもといたしましては、この生きがいの部分ですが、例えば通いの場での人との交流や、 ご自身で楽しまれるような趣味の範囲ですとか、そういったところも幅広く考えておりまして、 どちらかというと施策2のほうは積極的な社会参加という意味合いで書かれている部分がある のですが、個人の小さい考え方の中でもその生きがいというのが持てるのですよと捉えており ましたので、こちらの施策1に入れておりました。なお、施策2のほうでも、もう少し生きがい の部分も意識したような書きぶりができるかどうか、さらに検討してまいりたいと思います。

○田口委員

3ページの施策6ですが、資料3を見ると、施策5と6は次回の委員会で審議予定となっていて、新しい認知症観の中身がよく分からなくて、資料3の1ページを見ると、施策6に「認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らし続けることができる共生社会づくりの推進」と、このことを新しい認知症観と言っているのですか。

○地域包括ケア推進課認知症対策担当課長

認知症の人とご家族が尊厳を持って、希望を持って暮らし続けているという姿を周りの方に 分かっていただくことも、新しい認知症観を広げることになるかと思うのですが、否定的なイ メージだけではなく、認知症になっても自分のできることを生かして、希望を持って生きてい る人もいるという前向きなイメージを、新しい認知症観ということで捉えております。なかな かイメージがしにくいとは思いますので、施策6の説明の中に、この「新しい認知症観とは」という説明を補足しながら記載していきたいと考えているところです。

○田口委員

今日の資料は、資料1が目標と施策の体系で、資料2と3がそれぞれの施策ですよね。方針1と方針2があって、それの施策があって、具体の施策にぶら下がっている内容が、例えば2ページとか、ずっとありますよね。だから、総論的に作文を資料1で読まされて、実際具体の内容は2と3なのですよ。そうすると、せっかくの時間といいますか、資料1は割と総論で、具体のものはちょっと分からないので、資料2と3でないと分からないと。そうすると、最初から資料2と3をやってもらったほうが、実際資料2と3に、資料1に書いてある内容と同じような文章が載っているのですよ。だから、そういう意味ではせっかくの時間もったいないから、資料2と3を中心に説明していただいた上で、何か質問を受けたほうがいいような気がしましたが、いかがでしょうか。

○保険高齢部長

確かに資料1でお示ししたのが計画全体の体系図でして、各論を議論しながら、こちらに立ち返って修正が必要だというふうになる部分はあるかとは考えておりますが、前回こちらの資料1の施策の全体の体系に関して、最終的にまだ理念とか目標、それから全体の体系も決められなかったということで、今回初めの議論として、全体像としてはこういう形でよろしいかということでお示しさせていただいたものでございます。

田口委員がおっしゃるように、各論に入っていって内容を見たときに、やはり立ち返って、 全体像は本当にこれでいいのかという議論もあろうかと思いますので、そちらは並行して進め させていただければと考えております。

○安藤委員長

各論に進みながら、また総論のところも見直していくというような双方向でいくということで、十分な時間を取ってやっていきたいと思います。

- (2) 高齢者保健福祉施策の推進(各論)(案)について
 - (施策3) 社会の変化へ柔軟に対応する取り組みの強化

<質 疑>

○島田委員

2ページの最後のところ、「在宅高齢者世帯調査による高齢者の生活状態の把握」とありますが、世帯調査は誰がどのようにして、どの程度生活状態を把握することができるとお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○高齢企画課長

在宅高齢者世帯調査は、民生委員による調査を行っております。75歳以上で在宅で暮らして

いる高齢者のリストをお渡しいたしまして、民生委員がそのリストに掲載されている対象者お 一人お一人のご自宅を訪ねて生活状況をお伺いするという調査になっております。基本的には3 年に1回全数調査を行いまして、その間の2年間については、その2年間の間で転居したり、新た に75歳になった方などを対象にして補足的に調査するという形にしております。

調査の内容としては、実際に今住んでいて、体の状態、生活の状態で困っていることはないですかといったところを聞き取りながら、基本的には民生委員のその後の活動につなげていただくものです。支援が必要な方については、民生委員が寄り添って必要な機関につないだり、相談に乗ったり、もちろん区役所であったり、地域包括支援センターにつないだりというところもございますので、まずは支援の第一歩としての実態把握という位置づけで行っているものです。

○山口委員

我々民生委員は一生懸命調査をして、集計表も提出しています。それを、民生委員が把握して民生委員が利用するのですか。そうではないですよね。行政が把握して、行政が適切なサービスを行っていくための実態を把握してやることではないのですか。

○高齢企画課長

昨年行った民生委員との在宅高齢者世帯調査見直し検討ワーキンググループの中で、調査については、民生委員の活動も含めた「個別支援」につなげることを目的としましょうというところで確認は取れておりまして、その上で当然行政としても、必要な情報については適宜いただくという形にしております。まずは、その調査が終わった段階で、全ての調査票について区役所に提出いただいて、区役所ではそちらの写しを取らせていただいて、必要に応じて対応していくという形を取っておりますので、お互いそれぞれ持ち寄った情報の中で、連携して支援に当たっていくというところを目標にしたいと考えております。

○小岩委員

民生委員が頑張って調査しているのは、地域の中でも分かっているのですが、それを調査した後の、自分の担当の高齢者に対して、どういうふうに対応していくかという具体的なことがなかなかできていないと思います。というのは、その高齢者のことについて、地区社協とか町内会ともつながってやらなきゃ、地域包括ともつながって、私たちのような団体とつながってやらないと、本当の支援はできないと思っているのですが、その辺のところが、個人情報を全部言っていいわけではなくて、必要な部分だけ共有するというシステムをちゃんとつくってやらないと、民生委員はなかなか難しいのかなと思っています。そうすると、調査はするけれども、実際に地域の中でその高齢者の家族をサポートできるかというと、できない部分もどうしても出てくるというのが本当の今の形かと。だから、できればこれが新しくなったときに、もっと一歩前へ進んだような取組の仕方ができないかと思っています。

○高齢企画課長

第1に,支援が必要な人かどうかというところがあると思います。支援が必要であるにもかか

わらず、例えば民生委員の訪問を拒んだりする方というのは当然いらっしゃいまして、実はそういった方は、行政側からのサポートを拒否されていて受けていないことが多いのです。行政、特に区役所とかですと、本人から訴えがないとなかなか外に出てその人のところに行くことができないというところがあって、実はきっかけがなかったりします。なので、今回民生委員が訪問して、支援が必要だと思うのだが、本人はそういうのを求めておらずなかなか関わりたくても関われないという情報が調査の結果だと思っていまして、それを区役所に伝えていただきたいのです。区役所と一緒にそれでは一度行ってみましょうという形になれば、区役所でもきっかけがつくれますので、そういったきっかけづくりや、拒否している人を把握するというのも、実は調査の大きな目的だと思っております。ですので、まずは第一歩としてそういう状態をつかんで、そこから今度は関係者の中でどうやってアプローチしていったらいいのかというのを、まさに支援者会議のような形でやるというのが、これからのステップになってくると思っております。

○小岩委員

何か災害があったときに支援しなくてはならない人たちがいるはずだが、なかなか把握できないというようなことを町内会長たちもおっしゃっているので、そこをつなぎ合わせていくようにすれば、いざというときにみんな助かると思っています。

○安藤委員長

支援を求めている人に対しては、共有ができてスムーズにいける。支援を求めていない人たちというのは、やはり行政が関与しないと何ともならない。その情報がまた民生委員の方々や、いろんな介護事業者の方から市に伝われば、また何かできるだろうということですね。

大関課長がおっしゃっていた、支援を拒否されるような方々って本当に多いのですよね。医療もそうですが、そういう方々も、結局最後にはやはり何かしないといけなくなるので、それをもう早めに解決したい。それは本当に行政の方々が手を出してくださらないとなかなか解決しないので、そこは本当に大事なところだと思います。

○折腹委員

3ページの①の新しい「☆」印の施策についてですが、「☆」印の3つ目の「地域包括支援センター運営推進(相談支援業務サポートシステムの導入)」とあって、先ほども様々な機関が情報共有して連携できるようなシステムを構築していくというご説明があったと思いますが、今のようなケースについては、こういったところでも十分に共有を図ることができるようなシステムになっているのか、あるいは地域ケア会議などでそういった方々、支援困難な方々の情報を把握して、支援の方向性を出していくときに、こういったものが十分に活用されていけば、非常にいいシステムなのではないかと思います。新たな何かソフトを入れるとか、機器を入れるとか、ネットワークで結ぶとか、具体的なところはどうなのかなと気になりました。

○地域包括ケア推進課長

今折腹委員がおっしゃったような個人情報の共有などは、こちらでは想定していなくて、例

えば通いの場ですとか、介護予防自主グループですとか、そういう地域資源の情報が紙でしか 共有されていないところがございますので、こういったものを共有しやすくして、相談支援業 務に当たりやすくするというようなところを想定しておりました。

○折腹委員

紙でしか、まだ共有ができてないということで、今後具体的にそういった地域資源を活用するときに役立てていくと。地域包括支援センターや、区役所や、あとケアマネジャーとかですか。

○地域包括ケア推進課長

今のところですが、地域包括支援センターのほか、第1層の生活支援コーディネーターですとか、その辺りでの共有を検討しているところですが、ケアマネジャーも含めた関係者との共有については、まだ検討しているところでございます。

○土井委員

3ページのICT・デジタル化技術のところですが、これは誰しもが納得するところだと思いますが、一方で事業者側からすると、当然投資が伴うものになります。様々な助成金等を申請しても、なかなか形になりにくいという実態もあるかと思いますが、必ずしもお金出してくださいと言っているわけではなく、地域の事業者間でネットワークをもっと強力にするような、社会福祉連携推進法人のような仕組みを行政側から強力に推し進めていただいて、ヒト・モノ・カネはなかなか共有できないのですが、せめてどういった機器をどのように導入しているかという実態の部分を共有できるようにして、効率よく事業者が新たな技術を導入できるようなことにも取り組んでいただければと思います。

○介護事業支援課長

ICTは便利なものですが、やはり初期投資や維持するための投資も伴うものになるかと思います。今お話がございましたように、例えば好事例の共有であるとか、こういった機器をこのように使うとこういうよいことがありますといったようなことを、市内の事業者の方々に共有させていただくことは十分に検討できますので、取り組みについて検討させていただきたいと思います。

○田中委員

関連してですが、今サポートシステムの導入を包括支援センターで検討しているというお話でしたが、おそらく包括支援センターは地域のNPOやインフォーマルなサービスを割と把握できていると思っていまして、一番把握できていないのが、地域にある居宅ケアマネジャーだと思います。仙台市の実地指導だと、やはりフォーマルなサービスだけで、インフォーマルなサービスもプランに盛り込むようにと指導している手前、ぜひ居宅への導入も、多分かなり地域包括支援センターよりは、私も委員やっているので、いろいろな項目によって、仙台市の監査といいますか、調査があると思うのですが、多分、地域資源を知っている居宅介護支援事業

所と、そうではないところでかなりばらつきがあると思うので、まだ検討段階ということだったので予算とかいろいろな関係あると思いますが、ぜひ居宅介護支援センターにおいても、相談支援業務の地域の資源の共有などを検討いただければ幸いです。

○地域包括ケア推進課長

前向きに検討させていただきます。

○保険高齢部長

こちらの相談支援業務サポートシステムは、少しでも相談支援業務の効率化につなげられればということで、今仕様等も含めて、どういうものがいいのかというのをまだ検討している段階でございます。

ただ、その中で今田中委員からもあったような視点も取り入れながら、具体に市内の支援を 必要とする方が必要な支援につながるようなシステムに将来的になっていくように、段階的に 検討を進めていきたいと考えております。

○橋本(啓)委員

簡潔に4点ほどお尋ねさせていただきます。

(1) の業務継続計画の義務化に伴って、既に作成しているところは見直しをと、そしてまた作成してないところでは作成していくということでありますが、こういったものが効果的に作成し、見直されるためには、やはり事業者側でどういう支援が必要か、どのようなものが必要なのかということをしっかりと把握しておく必要があるかと思いますが、今現在、仙台市の担当者側としてはどんな支援を考えているのか確認させていただきたいと思います。

2つ目には、(3) ではICT・デジタル技術という言葉を使っております。文言の話ですが、 どちらかというと市役所内でもこういったものを総称してDXと最近呼ぶことが多くなってき ていますが、あえてICTデジタル技術というような文言にする理由はどういうものなのか確 認したいと思います。

3つ目としては、相談支援業務サポートシステムや、届出システムの環境整備、こういったものが有効に活用されるためには、やはり介護事業者側の経営者のレベルだったり現場のレベル、そういったちゃんとDXを受入れるための理解や意識づけが必要不可欠になってくるわけでありますが、どういった取組を考えてるのか確認したいと思います。

4つ目には、(2) で様々な5項目の在り方検討というのが進められます。どちらかというと、これまで在り方検討というと、廃止であるとか、利用者負担の増大ということが、財政的に厳しいから行うというような検討が一般的に進められてきたことが多いように感じますが、今回の5項目の在り方検討については、仙台市としてどのような視点から在り方検討を進めたいのか、今のスタンスを確認したいと思います。

○介護事業支援課長

今ご質問のありました1つ目と3つ目についてお答えしたいと思います。

まず、1つ目ですが、BCPの取組につきましては、国のほうで、今年度までが移行期間で、

令和6年度からは義務化ということが示されてございますので、本市としましても、集団指導で特に注意していただきたいことの1つとして、資料を起こしておりますし、実際に運営指導にお邪魔した際には、そこは特に留意して確認させていただき、まだ進んでいないところにつきましては、ご助言を申し上げているところでございます。

ただ、残り1年を切っているところですので、年央でも、ご留意いただくように、お声がけ、 啓発をしていこうと考えているところでございました。

3点目につきまして、(3) の①の、例えば「☆」印の4つ目ですが、今は紙で様々な書類をご提出いただいている指定や変更の申請などが、データでやり取りできるようにということで、国を挙げて、全国一律で令和7年度中には環境整備するということになってございます。本市としましても、こちらの準備を期間内に終えられるように進めていきますとともに、実際に運用開始する前には、各事業所様に丁寧に説明しながら、適切に運用いただけるようにというところまで含めて、準備していこうと計画しているところでございます。

○高齢企画課長

それでは、高齢企画課から2つ目と4つ目についてお答えいたします。

まず、2番目のDXですが、まず、なかなかDX、デジタルトランスフォーメーションという言葉が、ICTやデジタルという言葉の方が分かりやすいのかと考えたところが一つと、あとそもそもDXとは、「デジタルの導入により仕事の仕組みの抜本的な見直しをする」というような意味があって、定義としてはちょっと狭いのかなと考えたところがあったので、あえてここはICTとかデジタルという言葉を使っておりました。

それから、最後の在り方検討のお話なのですが、これについてはこれから検討に入っていくところではありますが、視点と言われますと、まずは今後増えていく高齢者の中で、今やっている事業がどういう形で継続していけるのかとか、どういう形で貢献していけるのかというところを考えていくというところから始まると思っております。例えば2040年問題、あるいは仙台市だと2050年ぐらいが高齢者のピークになるのですが、あと二十数年後を見据えたときに、果たして今の事業の形のままでやっていけるのかどうか、あるいは変えるのであればどういう形がいいのか、そういったところを、少なくとも将来の人口増を見据えて考えていくというスタンスで今考えております。

○橋本(啓)委員

国の施策に関連したものについては、当然国の取組とか方針に従って進めていくというのは 当然ではありますが、既に取り組まれてるもの等々について、積極的に事業者の方々と意見交 換をしながら、どういう支援をするべきなのかというのを、やはり考えていってほしいという ことで、確認させていただいたということであります。

ICT, デジタルについては, どちらが身近なのかと言われると分からないですが, どちらかというと市役所の中ではDXということを積極的に進めているというのを感じたものですから, そういった整合性も含めた考え方もあるのかなということで, 今確認させていただいたところであります。

在り方の検討等については、2040年問題とか、持続的にどうサービスを維持していくのかと

いうのを念頭に考えなければいけないというのは、当然分かっておりますが、どちらかというと在り方の中で、全部ではなくても一つ、二つ、かなり大幅に負担を増やしたりすることもありますから、我々としてもぜひこういったものをしっかりと、そのサービスのレベルを維持していただきたいというところもあったものですから、くぎを刺すつもりはありませんが、確認をさせていただいた次第であります。

○安藤委員長

業務継続計画というところで、ぜひここは栗山先生にお伺いしたいのですが、介護施設などのBCPということで、災害時に継続できるか、安全に入所している方々を守るということにおいて、何が一番大切な行為か、お考えをご教示いただけますか。

○栗山委員

事前に準備することはもちろんでございまして、それで今一般的なハザードマップに沿って、どこが危険である、どこはもう間違いなく危険であると。大丈夫というのは言わないようにしていますので、だからあらゆる事態を想定して準備していただいて、特に介護度の高い方については、個別避難計画等を策定していく方向です。もう個別というのがキーワードになっていて、災害対策基本法で個別の避難計画をつくるべしというのが努力義務ではありますが、今もう出ています。

○安藤委員長

私どもも、医療の将来の在り方を検討していて、今入院している患者がいるところは、停電対策の義務があるわけですが、診療所レベルは何も義務がない状況です。日々の患者にお薬を渡すというときに、診療所が停電で機能停止してしまうと、かなり大変ですよね。それについて、あまり国では考えられていないのです。介護施設においても、大きなところはもちろん非常用電源を持っていますが、例えば1ユニットとか、2ユニットのグループホームが持っているかというと、持っていないところが多い。調べたことがあるのですが、それだと診療所よりもっと大変ですよね。人がそこで暮らしているわけですから、そこで停電はまずいだろうなと思うのですが、そういう緊急の非常用電源というのは、すごく小規模の介護施設にとってはテーマではないかなと思っているのですが、栗山先生、どうお感じですか。

○栗山委員

それで言いますと,施設ならまだましぐらいの感じで,要は医療的ケア児者の方というのは, 在宅でその問題を解決しなければいけなくて,具体的にそういった当事者の方とお話ししてい ると,電源は自分で確保して自宅に持っているといった感じです。それでいいのかという議論 は,ぜひしていただければと思います。

○安藤委員長

ぜひテーマとして具体的に取り上げていただいて、皆さんの意見も拝聴しながら、市には何か方向性を出してもらいたいなと思います。

〇 (施策4) 地域における安心の確保や自立した暮らしの継続を可能とするきめ細かな支援の 充実

<質 疑>

○折腹委員

4ページの下の①の高齢者虐待の防止のところです。最後の段落で、「介護事業所・施設に対しては、高齢者虐待防止のための研修等の実施に留まらず、介護職員のメンタルケアや職場環境の見直しなど虐待の発生を防ぐための取り組みについて助言し、事業所・施設内での高齢者虐待の未然防止・早期発見及び再発防止を図ります。」とあり、このところはとても重要だと思います。施設事業所のみならず、在宅でも潜在化した虐待があるのは承知しておりまして、先ほどご説明にありましたように、社会福祉士とか弁護士等でつくっている虐待対応の専門職チームのほうで相談を受けて検討し、担当者を決めて派遣していくような事業もしており、高齢者の権利、障害者も含めてですが、養護していくという取組をしておりまして、私もその中のチームの一員として活動しているところです。非常に難しいケースがあって、家族との折り合いが悪くて、行政でも通報を受けて事実確認をしても、なかなか具体的な支援を拒否して、訪問も拒否しているというような状況の中での解決をどうするかという相談が多くて、担当者が非常に支援の困難さを訴えて、これでいいのだろうかと。措置制度を使ったりしながら対応していくことに対して、非常に支援の在り方として不安だと、これでいいだろうかという訴えをされるケースが大変多くなってきているように思います。

地域包括支援センターなどで、在宅の中で、虐待の発生の通報を受けたり、あるいは訪問して気づいたことなど行政に相談しても、なかなか虐待として取り上げてもらえないというようなことも聞いておりますので、非常にそのところは敏感に対応しないと、本当に潜在化してしまって、大きな事件になりかねないと思います。ぜひとも専門的な知識、高度な技術を有する専門職を活用していくというような意識で積極的に相談を受けてほしいし、対応のための助言も求めていただけたらと感じているところです。ぜひ力を入れて、高齢者の権利を守ってほしいと思っております。

○事務局

折腹委員のおっしゃるとおり、施設に限らず、在宅での虐待事例、高齢者の権利擁護に関する事案につきましては、地域包括支援センターで初動対応するケースも多く、区との連携をしながら対応することになっていますが、その中で対応に苦慮するケースもあるとは伺っておりました。

そうした中で、区役所や包括とか、そういった一時的な相談窓口の支援者に対する助言やスーパーバイズを行っていただくように、専門機関の協力を得ながら、対応力の強化に取り組んでまいりたいと思いますので、計画にはそうした専門機関との連携強化ということで取組を書かせていただきました。改めて虐待の防止や未然防止、早期発見、再発防止に努められる体制の強化に取り組んでまいりたいと思います。

○折腹委員

施設や介護事業所の中で、人材不足や、非常に労働環境の厳しい中で介護の仕事をされる方々が退職したり、介護の大変さでもしかしたら虐待のような、ネグレクトのようなことも起き得るという中で、決して本意ではないと思うのです、介護職員の方々も。ほかの職種の方々もそうですし、施設や介護事業所全体でよいサービスを提供しようと皆さん努力して、いろいろ工夫や改善をしていると思うのですが、なかなか第三者の目が入らないと、実態が見えてこないと思います。

福祉サービスの第三者評価事業というのがあるのですが、義務化されていないので、ほとんどの事業所施設では、特に高齢者関係は受けるところが少ないと思うので、サービス評価というと、自分のところのサービスがいいか悪いか評価されるようなイメージですが、決してそうではなくて、自己評価をしていくというところが基本ですので、そういったところから、自らのサービスの在り方を改善していくことにつながっていくと思います。そういう第三者の目が入るようなシステムというのを積極的に導入していただければいいのではないかと思います。

○介護事業支援課長

確かに介護職員の方々は、日々一生懸命お仕事されている中でストレスがたまってしまって、 思わず手を挙げてしまうなどといったケースがあることは、全国的にも聞かれるところでございます。我々が運営指導などでお邪魔した際など、職員の方々が1人でストレスを抱え込み過ぎないように、例えば管理者の方やユニット単位での面談などを行っていただいて、ちょっと悩み事などを聞いてあげていただければというようなことは、折に触れてお話しさせていただいているところではございます。

ただ、やはり閉じられた空間で何か起こることもございまして、そうなるとなかなか把握しづらいというのは、折腹委員がおっしゃるとおりでございます。自己評価というお話もございましたけれども、管理者を中心に、そういうことが起こらないように、お互い声をかけ合える体制を取っていただけるようにというご助言などはさせていただいているところでございます。

○安藤委員長

虐待の実態や、それを予防するときに、やはり自助努力だけでは難しいという折腹委員の言葉ではないかと。第三者による評価とか、専門のチームによる指導とか、そういったところに踏み込まないと、本質には迫れないのではないかという視点でのご発言だったと思うのですけが、仙台市としてそういうところに踏み込む気持ちがあるか。

○介護事業支援課長

我々も、虐待疑いなどのご相談や情報を寄せていただいて状況を知るところになることもございます。状況を客観的に確認させていただいて、虐待案件であれば、しかるべき措置を取ることになりますが、第三者の目が定期的に入れるような仕組みを市として構築していくというのは、ハードルが高いところかと思います。

○山口委員

3ページの災害対応力の強化の中の主な取組案で,災害時要援護者情報登録制度というのがあるのですが,これは仙台市がもう10年,震災の前からやっている制度なのですが,制度自体がなかなか理解されていないというのが実感です。今回の世帯調査のときに,この人は登録した方がいいなと思う人には,我々が勧めて,登録いただいているのですが,なかなか実際に登録するとなると個人情報にも関連しますので,ちゅうちょしてしまう方がたくさんいらっしゃるのを感じています。それで,この制度を市民の皆さん方に理解してもらうということをPRするということ。

それから、「☆」印にあります、これがすごく大事なことだと思うのです。これは、災害時の個別避難計画、実はうちの町内会では、この計画を今つくりまして、ある程度パンフレットにして、この間町内会の会員への説明会を行いました。そのときに出てきたのが、例えばうちの町内会には40名ほどの登録した人がいます。その人達をどうやって災害時に避難計画に盛り込んで、どうやって助けていくかということを今検討しております。ですから、この辺をもう少し具体的に出ておりますので、検討していただきたいということ。

それから、参考までに申し上げますと、登録情報については皆さんご存知のように、地域包括、社協、民生委員、町内会にそれぞれリストが配られます。うちのほうでは、地域包括と民生委員等で定期的に情報をすり合わせて、この人はどういう今状況なのかなと、入所したのかなとか、要介護はどうなのかなという個人情報にも関連しますが、そういった包括の持っている情報を交換して、災害時の支援制度に結びつけていくということもやっておりますので、先ほど言ったように、この制度を徹底するということをお願いいたしまして、島田前会長もいらっしゃいますが、町内会のご協力も必要でございますので、その辺も改めてお願いしたいと思います。

○高齢企画課長

災害時要援護者登録の周知に関しては、まさに山口委員がおっしゃるとおりだと思いまして、 我々でもいろいろ機会を捉えて、 先ほど出ました在宅高齢者世帯調査の際などにも周知に努め ているところでございます。

ただ、その一方で、災害時要援護者登録を、手を挙げて登録はしたものの、実際に災害が起こったときに誰が助けてくれるのかというところは、実はこれまで従来地域の中で助ける方々を決めて、きちんと要援護者の方とお話ししてくださいとなっていたのですが、なかなかそれが進まない状況があります。山口委員のところのように、計画ができるところはいいのですが、多くの地域では、そういったところまで進んでいなくて、そのような背景もあり、国でも個別避難計画をつくりなさいと、方針を定めたのかと思っております。

これについては、所管部局の危機管理局で計画の策定を進めておりまして令和7年度までに個別避難計画作成の着手率100%を達成したいという話はしています。我々もそこに協力しながら、少しでもそういった登録制度がうまく機能するように、進むように取り組んでまいりたいと存じます。

○猪又委員

今の山口委員と関連してですが、3ページの災害対応力の強化、4ページのところにあります

が、今災害時の要援護者の情報登録制度については、今の内容で、令和7年度を一応目途に危機管理局でもやっていくということはよく分かったのですが、防災環境都市・仙台の仙台市のホームページも、平成29年で止まっておりますので、ぜひここは関係部局にそういった部分の情報提供もしっかりとするようにお伝えいただければと思っています。

私から、災害時における福祉避難所の開設について伺いたいのですが、福祉避難所は仙台市の二次的な避難所として位置づけていますが、たしか国のガイドラインが2021年5月に変更になって、指定福祉避難所ということになり自治体でも在り方というか、人的とか物的体制の整備をしっかり図りなさいと。そういったところを示していく中で、要配慮者の支援を強化しなさいということを位置づけているわけなのですが、仙台市は二次的な避難所ということになっているのですが、今後仙台市として、福祉避難所の在り方というか、その辺りはどう考えているのか。現状は、福祉避難所の場所をホームページ上では公表しておりますが、ここに福祉避難所の開設としか書いていませんが、何か具体的な部分があるのかどうかというのをまず教えていただきたいのが1点と、もう一つ、その下に「(仮称)災害弱者の安全対策事業」とあるのですが、この部分の詳細をもう少し教えていただきたいと思います。

私も地域を回るとよく伺うのは、災害弱者というか、やはり災害の情報弱者に結構なりやすいということで、例えば六郷とか、七郷の方面は防災無線があるわけですが、その防災無線が例えば台風のときはもう全く音が聞こえないとか、停電になってしまったのだけれども、ラジオがあればいいのですが、防災のラジオもなくて、結局情報が全く入らなくて、どこにどうしたらいいのか分からないといった声をよくいただく中で、特に災害弱者の方が、そういった現状に陥ったときの情報を得る手段も非常に大切な部分なのかと思っているのですが、その辺りについてのご見解を伺います。

○高齢企画課長

まず、指定福祉避難所なのですが、今局内でもまさに検討しているところでございまして、 我々にも例えば老人福祉センターがございますが、そういったところで指定福祉避難所として の活用ができるのかどうかといったところの照会なども来ている状況です。ただ、なかなか現 実問題として、施設職員の数ですとか、複数日数にまたがったときにどうするのかとか、踏み 込んだところを考えていくと、かなり議論が必要だという状況がございまして、いずれそうい った局として福祉避難所をもっと増やして、災害時により多くの要援護者を受け入れられるよ うにという考えがあり動き始めています。ただ、まだ現実的なところ、実際にこうなっていま すという具体なものというのは、まだできていないという状況でございます。

○介護事業支援課長

今,猪又委員から,指定福祉避難所の動きはというお話もあったと思います。指定福祉避難所となりますと,猪又委員がおっしゃったように,物的な備えなどに対して国から補助も出るようなことがあると伺っております。現時点で本市におきましては,指定福祉避難所は設けていないところでございますが,高齢者施設に限らず,障害者施設なども対象になり得ますので,局内でこれから検討を始めていくということを聞いているところでございました。

○事務局

災害弱者対策(仮称)については、消防局の取組でございまして、火災や地震等の災害時に適切な避難行動をとることが難しいと考えられる高齢者や、障害者等の災害弱者の方を対象とした支援施策として、平時にご自宅を訪問して防火指導を行ったり、その際に家具の転倒防止機能の取付けを行ったりという事業を行っておりました。このたび新しく、住宅用の火災報知器の取付け作業を無料で行うという取組が始まりましたものですから、そのことについて記載しております。火災警報器をご自身で準備していただいて、消防局の職員又は委託の事業者が、取付けの作業を無料で行う仕組みと聞いております。

○安藤委員長

栗山先生にまたお伺いしてもよろしいでしょうか。今,災害時の情報弱者と猪又委員からありましたけれども、国際研究所で取り組んでいる事業などあればご紹介いただけますか。

○栗山委員

今、大変大事なところですね。工学部の先生はじめ災害研で取り組んでいるのが、要は通信というのは長距離化と大規模化を追求してきた。最後には強靱化、全くどんなことが起こっても通信は途絶えないようにすると、その研究は非常に進んでいまして、中沢正隆先生は特にそれで日本国際賞という、日本のノーベル賞と言われているのを受賞されています。では、本当にそうなのかというと途上にあると。だから、ある程度の災害まではもう大丈夫になってきていますが、というところです。世界中が注目しています。

では、そのテクノロジーが完璧になるまでどうするのかという話ですが、本当はそういう家にいて、停電になって、どうしたらいいんだの前に避難していただければなというのが正直なところなのですよね。できるだけ早期警報システムというのも、一方で我々の研究所で開発していて、もう一部実用化しているのですが、東日本大震災のときには誤った情報も一部ありました。それは本当に申し訳なかったところなのですが、今災害研で言っているのは、自然は人知を必ず超える。ここまでですよと言っていても、そこから先の方でも逃げてくださいと今言っているのですね、津波でしたらね。ここまで浸水します。だから、そこから先は大丈夫でしょうというのは違う。自然は絶対それを凌駕していくと。人知、人の知見も超えていくので、とにかく逃げてください、逃げてください、津波でしたら。そうしていただくという方向が一つ。また、避難所では、非常用電源、電力と通信も2つそろって初めて通信が成り立ちます。

もう一つは、もっと初期の段階で情報が取れない方、いわゆる視覚の不自由な方、聴覚不自由な方がどうするのだということで、視覚不自由の方、スマートフォンが見られないというのは、もうラジオを必ず用意していただいて、聴覚の方についてはスマートフォンが見られるように、比較的情報は取れるとはおっしゃいますけれども、それが途絶えないようにすると。だから、いろんなところの通信網、各通信会社と組んでやると。高齢者の方でスマートフォンを持っていない方は、やっぱりラジオかなというところで、ラジオを持ってない方は、ぜひ持っていただきたいなというところですね。おっしゃっていただいた、いわゆる町内の防災無線、あれは厳しいですね。いろいろな制限や限界があって、あまり頼らない方がいいかと。音が聞こえなくなるって、やはりそうなのです。その改善は厳しいのではないかというところです。

要は、結論としては何かというと、あらゆる方向性、あらゆるツールを使って備えておいて ほしい、危ないとなった場合、すぐ逃げて欲しい、そういうところですね。今、根本的な研究もしています。

○若生委員

4ページの高齢者の虐待防止についてお尋ねします。

私は、サービスを利用している家族の立場でお聞きしたいのですが、入所、あるいはまたショートステイを使っているときに、例えば認知症の方が強烈な介護拒否をしたとき、そのときに、どうしても衛生上必要な、例えば入浴であったりとか、トイレ介助であったりが必要だと思われても、強力な拒否があったときにどうするのか、それを無理やりというか、衛生上必要ということで行うということが、例えば極端かもしれないですが、手足を抑え、あるいは少し不自由な、体を自由に動かせない、あるいは暴力なども振るわれないような体制でサービスを行うのは虐待に当たるのかどうなのか、それともそれが適切な介護なのかということ、それが仙台市ではどう考えているかということと、例えば強烈な暴力に遭って、介護従事者が例えばけがをしたときに、救急車などを呼ぶと、警察が介入することになるかもしれません。そういうときに、例えば認知症の人の暴力によって職員がけがしたときに、警察が介入するのは適切なのか、仙台市はどう考えているかということを2点お聞きしたいと思います。

○介護事業支援課長

1点目につきましては、例えばすごく介護拒否のある方がいらしたときに、少し時間を置いてみる、今やらなくてもいいことであれば、少し落ち着かれるのを待って対処させていただくということが一つあるかと思います。ただ、常態化しているとか、長期化しているために、どうしてもケアが適切にできないとか、安全が保てないといったような場合ですが、一定の要件の下に、必要な期間であればというところが国からも示されているところがございます。一時的であるかとか、ほかに代替性がないかであるとか、そういったことを施設の中で検討していただいて、ここまでの期間であればやむを得ないといったようなことを判断していただいて、それを記録に残していただくと。そしてその必要性がなくなったならば直ちにやめていただくなど、厳格な要件がありまして、それを満たしていただいた範囲内であれば、必要最小限でやむを得ないというところはございます。ただ、もちろんやらないにこしたことはございませんので、本当に必要最小限であって、ほかにやりようがなくやむを得ないというところに限って、そういうことも実際にはございます。

それと、2点目に関しては、個別事案の状況によるかと思いますし、一律に仙台市でこうしてくださいとか、こういった基準で考えてくださいというのは、なかなかお示しできないところではございます。ご本人やご家族の方とのお話し合いも踏まえて、個別に施設で判断いただくということでお願いしているところでございます。

○加藤委員

今の虐待のところですが、先ほど課長がおっしゃったように、身体拘束の例外三原則に反している身体拘束が虐待に当たるということが分かっていない施設の人たちが多いと思うのです。

したがって、いわゆる身体的虐待のことも多いし、そのうちの半分が例外三原則に反しての身体拘束なわけなので、虐待というのは、ものすごい重度の虐待もあれば、そういう軽微の虐待というのは非常に多いということをちゃんと教育していかなくてはならないのかという気がします。施設事業者の職員の虐待の発生源の1位というのは、知識不足というのがずっと続いていて、その後に例えばストレスマネジメントなどが挙げられるので、まず教育が大事だろうと思うのです。

それから、何が虐待に当たるのかということがあまり分かっていないというところを考えて、 やはりその教育とは、個人の教育だけではなくて、組織全体の教育を何とかできないかなと、 仙台市として、そういうふうに考えたいところなのです。通報者は、そこの施設の職員が一番 多いわけなので、分かっている人は分かっていると思うのです。ただ、それが組織風土として、 しようがないよねくらいの身体拘束というのが現実である気がするのです。だから、そこら辺 の問題も含めて考えていくべきかと思います。

それから、在宅の虐待を見ると、やはり見守りとか、発見とか、虐待対応がメインになるのですけれども、予防とか防止にもうちょっと力を入れるべきではないかと。虐待防止法は、結局虐待の防止と養護者支援の法律なのですが、養護者支援の部分というのは、どこも非常に手薄なのです。だから、養護者をどう支援して、虐待を未然に防いでいくかということをちゃんとやらないと、虐待はなくならないのかと思うのです。特に介護者教室の中でやってほしいのは、男性介護者の介護教室であり、割合は息子が一番多く、ご主人が2番目に多くなっており、半分以上がそうなので、男性介護者に対する支援というのは、何とか特別に考えていく必要があるのだろうと思うのです。恐らくそういったものに関して、専門職チームなどがあるのですが、私も何回か経験したのは、もっと深いレベルの相談ができる人を置かなくてはならないと思います。例えば私もそうなのですが、心理職や、カウンセラー、非常勤でもいいので、そういった人たちの配置などを、実際に他の自治体ではやっているのです。予約してカウンセリングを受けられますというような、そういったレベルぐらいからやっていって、在宅の虐待をなるべく減らしていくという方向で考えていただきたいと思います。

○安藤委員長

この最後の虐待の問題など、様々大事な問題がありまして、それぞれ委員の皆様方にご意見 おありだと思います。また後で事務局宛にメールとか、いろんなもので伝えて、意見を出すと いうことでいいかと思います。それをまた次の合同委員会で取り上げてもらうといいのではな いかと思います。

○森委員

介護保険事業計画策定にあたり、厚労省が定める基本指針がございまして、その基本指針で、 検討に当たって考慮すべき要素として、介護サービス事業者の財務状況の見える化、介護サー ビス事業所の生産性の向上に資する取組に関する努力義務、あと地域包括センターの体制整備 等の3点が取り上げられておりますが、今回、また今後以降の討議の議題の中にこれらの項目が 入っていないように見えるのです。今後仙台市としての方針や取組についての説明はございま すか。

○介護事業支援課長

森委員が今おっしゃったことは、今まさに国で議論されているところかと思います。財務諸表の見える化というところは、ほぼほぼ決まっているところですが、これは自治体が何かをするというよりも、各事業者でご自分の財務状況を公表して、サービスを利用する方が、事業者などを選択するときの参考にしていただくという国の取組になってございますので、今皆様にご議論いただいている本市の計画の中の要素としては、今のところは想定していないところかと考えております。

○森委員

私がこれを取り上げたのは、最近のニュースにも載っていましたが、物価高騰等の影響で、ある団体の試算では、全国の介護施設事業者のうち、27.4%が近い将来破たんする可能性があると。また、そのほかに最近では仙台市でも大手の医療法人が1件、民事再生に追い込まれています。さらに、第8期になって、地域包括支援センターで2件、委託事業の返上が仙台市で起きました。そういう意味で、非常に介護事業所が不安定な状況になりつつあるのかと。ましてや、事業者が地域包括支援センターの委託事業を返上するということは、第8期になって初めて発生したことで、誰しも予想しなかったことでございまして、私も正直驚いておるわけです。その2件とも、返上の理由というのが、人材確保が困難だということの理由で挙げられていますが、私はそれ以外に、委託事業を受けている地域包括支援センターの収益上の問題もあったのではないかと思うのです。ですから、財務状況の見える化というものは、今後ますます必要になってくると思うのですが、いかがでしょうか。

○保険高齢部長

国の基本指針で示されている点についてのご質問ということでございましたが、次回以降議論する地域包括支援センターの体制整備については、まさに次の合同委員会で審議する予定の施策5に関わる部分ですし、あとは生産性の向上というのも、施策8の介護事業者の効率化の部分とも関連する話ですので、それぞれの施策の各論の中で議論も深めていきたいと考えております。

それから、その前提となる介護事業者の経営の部分ですが、当然財務諸表の見える化自体は、 事業者様に取り組んでいただくことではありますが、施策を進めていく上では、事業者がどう いう状況にあるのかという分析をしながら、各般の施策を講じていく必要があると考えており ます。そういった部分も、今後施策を考える上では活用させていただきながら、財務状況など、 各事業者の状況等も見ながら、施策の在り方について検討を進めていきたいと考えております。

○森委員

分かりました。参考までに教えていただきたいのですが、仙台市と同じ政令指定都市の福岡市では、介護事業所の事業資金の収支決算書を市のホームページに出しているのです。それと決算した中に、事業所ごとに地域包括支援センターの事業資金収支決算書をホームページに載せているのです。仙台市も出されていますか。

○地域包括ケア推進課長

仙台市については、そういったものはホームページに掲載しておりません。

○森委員

分かりました。先ほど、あくまでも見える化というのは、事業者の努力義務で、仙台市としては見守るというようなお話かとは思うのですが、福岡市で、こういう地域包括支援センターの収支状況なども見える化のために発表しております。そういったことも参考に、今後仙台市として介護事業所の見える化、財務状況の把握をどのようにしていくかということを検討していただければと思います。

3. その他

4. 閉会